

諮問第85号

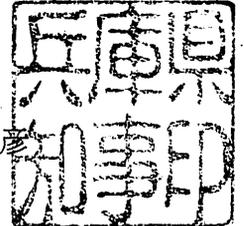
兵庫県内水面漁場管理委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行ううなぎ稚魚漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、うなぎ稚魚漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和3年11月25日

兵庫県知事 齋藤 元 彦





兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

区域番号	区域名	制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
1	武庫川	うなぎ稚魚漁業	別記1の1	2月1日から4月30日まで	—	—	定めなし	別記2の1
2	鳴尾川	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	同上
3	妙法寺川	同上	別記1の3	同上	同上	同上	同上	同上
4	福田川	同上	別記1の4	同上	同上	同上	同上	同上
5	山田川	同上	別記1の5	同上	同上	同上	同上	同上
6	明石川	同上	別記1の6	同上	同上	同上	同上	同上
7	谷八木川	同上	別記1の7	同上	同上	同上	同上	同上
8	赤根川	同上	別記1の8	同上	同上	同上	同上	同上
9	瀬戸川	同上	別記1の9	同上	同上	同上	同上	同上
10	喜瀬川	同上	別記1の10	同上	同上	同上	同上	同上
11	別府川	同上	別記1の11	同上	同上	同上	同上	同上
12	水田川	同上	別記1の12	同上	同上	同上	同上	同上
13	泊川	同上	別記1の13	同上	同上	同上	同上	同上
14	加古川①	同上	別記1の14	同上	同上	同上	同上	別記2の2
15	加古川②	同上	別記1の15	同上	同上	同上	同上	別記2の3
16	堀川	同上	別記1の16	同上	同上	同上	同上	別記2の1
17	大木曾水路	同上	別記1の17	同上	同上	同上	同上	同上
18	法華山谷川	同上	別記1の18	同上	同上	同上	同上	同上
19	鹿島川 (松村川)	同上	別記1の19	同上	同上	同上	同上	同上
20	天川	同上	別記1の20	同上	同上	同上	同上	同上
21	市川	同上	別記1の21	同上	同上	同上	同上	同上
22	船場川	同上	別記1の22	同上	同上	同上	同上	同上
23	夢前川	同上	別記1の23	同上	同上	同上	同上	同上

24	揖保川	同上	別記1の24	同上	同上	同上	同上	同上
25	富島川	同上	別記1の25	同上	同上	同上	同上	同上
26	加里屋川	同上	別記1の26	同上	同上	同上	同上	同上
27	洲本市	同上	別記1の27	同上	同上	同上	同上	別記2の4
28	淡路市	同上	別記1の28	同上	同上	同上	同上	別記2の5
29	南あわじ市	同上	別記1の29	同上	同上	同上	同上	別記2の6
30	中村川	同上	別記1の30	同上	同上	同上	同上	別記2の1
31	汐入川	同上	別記1の31	同上	同上	同上	同上	同上
32	芋谷川	同上	別記1の32	同上	同上	同上	同上	同上
33	天和雨水水路	同上	別記1の33	同上	同上	同上	同上	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月4日から同年3月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年2月1日（同年2月2日以降の許可は許可の日）から令和5年1月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付けることがある。

区域番号	条件
1から28及び30から33までの区域	別記3の1から9まで
29の区域	別記3の1から10まで

(3) 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者が申請可能な区域

洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者は、区域番号の1から26及び30から33までの区域から2区域を選択して申請することができる。

別記1 操業区域

(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値。

1 阪神高速5号湾岸線橋梁下流端から阪神電気鉄道阪神本線橋梁下流端までの区域

2 次の点A、B、C及びDを結んだ線から上流の区域

A 鳴尾川左岸波除堤基部（北緯34度42分19.1秒 東経135度21分49.7秒）

B 鳴尾川左岸波除堤北西端（北緯34度42分19.5秒 東経135度21分48.6秒）

C 鳴尾川右岸波除堤突端北東角（北緯34度42分21.2秒 東経135度21分48.3秒）

D 鳴尾川右岸波除堤基部（北緯34度42分22.5秒 東経135度21分47.4秒）

3 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 妙法寺川左岸河川護岸突端（北緯34度38分34.1秒、東経135度8分6.4秒）

B 妙法寺川右岸揚場南東角（北緯34度38分33.7秒、東経135度8分5.1秒）

4 垂水漁港臨港道路福田川橋梁下流端から上流の区域

5 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 山田川左岸護岸下流端（北緯34度38分20.3秒、東経135度1分33.8秒）

B 山田川右岸護岸下流端（北緯34度38分21.3秒、東経135度1分32.4秒）

6 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

- A 明石川左岸護岸下流端（明石市大観町南西角 北緯34度38分35.5秒、東経134度58分42.6秒）
- B 明石川右岸護岸下流端（明石市船上町南東角 北緯34度38分35.6秒、東経134度58分35.6秒）
- 7 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 谷八木川左岸護岸下流端（北緯34度39分48.6秒、東経134度56分34.3秒）
  - B 谷八木川右岸護岸下流端（北緯34度39分49.5秒、東経134度56分32.4秒）
- 8 県道380号（江井ヶ島大久保停車場線）赤根川橋梁下流端から上流の区域
- 9 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 瀬戸川左岸護岸下流端（北緯34度41分19.9秒、東経134度53分44.2秒）
  - B 瀬戸川右岸護岸下流端（北緯34度41分21.3秒、東経134度53分41.6秒）
- 10 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 喜瀬川左岸護岸下流端（浜田埋立地南西角 北緯34度42分39.6秒、東経134度51分33.7秒）
  - B 阿閑漁港埋立地南東角（北緯34度42分41.2秒、東経134度51分31.4秒）
- 11 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域。ただし、水田川の区域（水田川排水機場水門下流端から上流の区域）を除く
  - A 別府川河口左岸波除堤基部（北緯34度42分55.6秒、東経134度50分49.9秒）
  - B 別府川河口左岸波除堤突端北西角（北緯34度42分56.3秒、東経134度50分47.5秒）
  - C 別府川河口右岸東播磨港別府港埋立地南東角（北緯34度42分55.5秒、東経134度50分43.4秒）
- 12 水田川排水機場水門下流端から上流の区域
- 13 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 東播磨港尾上地区西物揚場南西角（泊川左岸導流堤）突端（北緯34度43分56.7秒、東経134度48分43.4秒）
  - B 東播磨港別府西港区西防波堤北東角（北緯34度43分53.6秒、東経134度48分40.8秒）
- 14 次の点A及びBを結んだ線から山陽電気鉄道加古川橋梁下流端までの区域
  - A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部（北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒）
  - B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点（北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
- 15 次の点A及びBを結んだ線から国道250号（明姫幹線）上流潮止堰堤（古新堰堤）までの区域
  - A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部（北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒）
  - B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点（北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
- 16 次の点A、B及びCを結んだ線から高砂樋門までの区域
  - A 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤基部（北緯34度43分56.4秒、東経134度48分5.2秒）
  - B 堀川河口右岸防波堤突端北東角（北緯34度43分57.3秒、東経134度48分1.6秒）
  - C 堀川河口右岸防波堤基部（北緯34度43分58.6秒、東経134度48分0.9秒）
- 17 東播磨港高砂西港公共岸壁の延長線から上流の区域
- 18 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
  - A 東播磨港荒井地区東防波堤基部（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分8.1秒）
  - B 東播磨港荒井地区東防波堤突端北西角（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分3.9秒）
  - C 電源開発株式会社高砂火力発電所専用岸壁南東角（北緯34度45分3.0秒、東経134度45分55.2秒）
- 19 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 高砂市曾根町埋立地南東角（北緯34度45分38.2秒、東経134度45分58.3秒）
  - B 東播磨港（曾根）公共物揚場北端（北緯34度45分35.4秒、東経134度45分57.7秒）
- 20 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 高砂市曾根町埋立地南西角（北緯34度45分42.9秒、東経134度45分42.4秒）
  - B 東播磨港伊保地区（曾根）西防波堤基部（北緯34度45分44.0秒、東経134度45分39.3秒）
- 21 次の点A、Bを結んだ線から永世橋下流端までの区域
  - A 姫路市飾磨区中島字川尻新田護岸南東角（北緯34度46分52.7秒、東経134度40分40.0秒）
  - B Aから83度25分の線と対岸との交点（北緯34度46分54.3秒、東経134度40分56.8秒）

- 22 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 姫路港入船地区埋立地南東角（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分0.9秒）
  - B Aから正東（90度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分14.1秒）
- 23 次の点A及びBを結んだ線から西日本旅客鉄道姫新線橋梁下流端までの区域
- A 姫路港入船地区埋立地南西角（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分55.8秒）
  - B Aから正西（270度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分45.9秒）
- 24 次の点A及びBを結んだ線から点C及びDを結んだ線までの区域
- A 姫路市網干区興浜地先揖保川左岸コンクリート堤防北端（北緯34度46分28.8秒、東経134度34分56.3秒）
  - B Aから293度の線と対岸との交点（北緯34度46分30.7秒、東経134度34分50.9秒）
  - C 網干川右岸の揖保川合流点（網干水門北西角）（北緯34度46分53.6秒、東経134度35分9.8秒）
  - D Cから257度の線と対岸との交点（北緯34度46分52.1秒、東経134度35分1.7秒）
- 25 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 富島川右岸河口突堤基部（北緯34度46分12.8秒、東経134度33分28.4秒）
  - B Aから130度の線と対岸との交点（北緯34度46分8.9秒、東経134度33分34.0秒）
- 26 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
- A 千鳥防波堤基部北西角（北緯34度43分53.1秒、東経134度22分32.0秒）
  - B 松鼻防波堤突端北東角（北緯34度43分58.0秒、東経134度22分25.8秒）
  - C 松鼻防波堤基部北角（北緯34度43分58.8秒、東経134度22分25.1秒）
- 27 洲本市内の河川
- 28 淡路市内の河川
- 29 南あわじ市内の河川。ただし、三原川右岸御原橋下流端から80メートル下流までの区域を除く
- 30 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 妻鹿漁港導流堤（中村川左岸導流堤）南西角（北緯34度46分25.3秒、東経134度42分19.8秒）
  - B Aから293度25分の線と妻鹿漁港東（Ⅱ）防波堤（中村右左岸導流堤）との交点（北緯34度46分25.7秒、東経134度42分18.6秒）
- 31 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 姫路市大津区勘兵衛町5丁目南東角（北緯34度46分41.0秒、東経134度36分46.2秒）
  - B Aから正南（180度）の線と対岸との交点（北緯34度46分37.1秒、東経134度36分46.2秒）
- 32 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 芋谷川左岸護岸下流端（相生市大島町西端）（北緯34度48分21.6秒、東経134度27分59.3秒）
  - B Aから正北（0度）の線と対岸との交点（北緯34度48分23.7秒、東経134度27分59.3秒）
- 33 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 赤穂市鷗和（三菱電機赤穂工場）埋立地南東角（北緯34度44分48.0秒、東経134度21分29.4秒）
  - B Aから160度の線と対岸との交点（北緯34度44分44.8秒、東経134度21分30.8秒）

別記2 漁業を営む者の資格

- 1 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者、又はほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く
- 2 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く
- 3 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者のうち操業区域内の漁業権の行使権を有する者もしくは操業区域内の漁業権者の同意を得ている者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く
- 4 洲本市に住所を有する者であって、ほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く

- 5 淡路市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く
- 6 南あわじ市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く

別記3 条件

- 1 たも網によるすくいとり以外の方法により採捕してはならない。
- 2 同時に使用するたも網は1本を超えてはならない。
- 3 火光として使用する照明器具は2個を超えて使用してはならない。
- 4 船舶を使用して採捕してはならない。
- 5 下記漁業従事者以外の者を従事させてはならない。

漁業従事者	
-------	--

- 6 操業するときは、採捕従事者証を携帯しなければならない。
- 7 漁獲量の上限5キログラムを超えて採捕してはならない。
- 8 県内でにほんうなぎの養殖業を営む者又は県内でにほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、農林水産大臣から県内でにほんうなぎの養殖業を営む者に配分された池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。
- 9 県内でにほんうなぎの養殖業を営む者以外の者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、全国うなぎ養殖業の池入量が国の定めた池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。
- 10 三原川においては発電機を使用してはならない。